

## ○市税条例改正概要

### 1. 固定資産税の課税標準の特例（通称：わがまち特例） 【第61条の2、附則第7条の2】

わがまち特例とは 従来、地方税法で一律に定めていた課税標準又は税額の特例措置を各自治体の自主的な判断に基づき、条例で決定できるようにするもの。

保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の措置				
対象資産		現 行	改正後	本市適用率
ア	家庭的保育事業等の用に供する家屋及び償却資産	課税標準が価格の1/2	課税標準が価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額	1/2
イ	企業主導型保育事業に係る固定資産	—	課税標準が価格の1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額 (注) 助成を受けた後、5年間の時限措置	1/2

### 2. 控除対象配偶者の用語の変更 【附則第2条の3】

区 分	現 行	改正後
納税者と生計を一にする配偶者で前年の所得金額が38万円以下の者	控除対象配偶者	同一生計配偶者